

令和6年度

学校いじめ防止基本方針

釜石市立釜石中学校

目次

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

- 1 いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 いじめの基本認識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

II いじめの未然防止のための取り組み

- 1 教職員によるしどうについて・・・・・・・・・・・・ P 1・2
- 2 生徒に培う力とその取り組み・・・・・・・・・・・・ P 2
- 3 いじめの防止等の対策のための組織・・・・・・・・ P 2
- 4 生徒の主体的な取り組み・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 5 家庭・地域との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 6 教職員研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

III いじめの早期発見のための取り組み

- 1 いじめの早期発見のために・・・・・・・・・・・・ P 3
- 2 いじめアンケート及び教育相談の実施・・・・・・・・ P 4
- 3 相談窓口の紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4

IV いじめの問題に対する早期対応

- 1 いじめに対する措置の基本的な考え方・・・・・・・・ P 4
- 2 いじめの発見・通報を受けた時の対応・・・・・・・・ P 5
- 3 いじめが起きた集団への対応・・・・・・・・・・・・ P 5
- 4 警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
- 5 ネットいじめへの対応・・・・・・・・・・・・・・ P 5

V 重大事態への対応

- 1 重大事態とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
- 2 重大事態の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
- 3 重大事態の調査・報告・（再調査）・・・・・・・・ P 6・7

VI 学校評価

・・・・・・・・ P 8

VII その他

- 1 校務の効率化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
- 2 地域や家庭との連携について・・・・・・・・・・・・ P 7
- 図1 学校いじめ防止基本方針・・・・・・・・・・・・ P 9
- 図2 いじめ防止体制（いじめ発生時）・・・・・・・・ P 10
- 図3 いじめ防止体制（重大事態発生時）・・・・ P 11

令和6年度 学校いじめ防止基本方針

釜石市立釜石中学校

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条、文部科学省「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成29年3月14日）一部改定されたことに基づき、学校教育目標「豊かな人間性とたくましい体を持ち、自ら学び続ける釜中生を育成する」の実現を目指し、いじめを生まない環境を築くとともに、全ての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止にかかわる様々な取り組みを推進し、いじめを防止することを目的に策定した。

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

2 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを背景としているため、いじめられた側、及びいじめた側の両方の生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に関わりを持っている。
- (5) いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

II いじめの未然防止のための取り組み

1 教職員による指導について

- (1) 学級や学年、学校が生徒の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、生徒が互いのことを認めあったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、生徒一人一人が活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) すべての教師が分かりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を持たせる。
- (4) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

- (5) いじめ防止の重要性の理解を深めるための啓発、必要な措置として、道徳、学級活動等の充実に努めるとともに、全校集会や学年集会等でいじめ防止に関する呼びかけを実施する。
- (6) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援をする。

2 生徒に培う力とその取り組み

- (1) 命の大切さを理解し、相手を思いやる心を育む。
- (2) 学級活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成する言語能力の育成を図る。
- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等を通して、生徒一人一人のセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

3 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、該当学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー

(2) 取り組み内容

- ア いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成（道徳教育全体計画への位置づけ）
- イ いじめに関わる事例研修会の実施（年2回）
- ウ 未然防止、早期発見の取り組み
- エ 学校生活アンケート、Q-Uアンケート及び教育相談の実施と結果報告
- オ いじめに関する保護者アンケートの実施
- オ いじめ防止に資する生徒の主体的な活動の推進

(3) 開催時期

定期的に情報を交流する機会を設定し、いじめの事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催とする。

4 生徒の主体的な取り組み

- (1) 生徒会による「いじめ防止運動」や「呼びかけ」等の取り組み
- (2) いじめ防止標語・ポスターの作成
- (3) 好ましい人間関係づくりを狙いとした生徒会行事や取り組み
- (4) 人権啓発、いじめ撲滅等各種イベントへの参加

5 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を、各種通信等に掲載するなどして広報活動に努める。
- (2) P T Aの各種会議で、いじめの実態や指導方針について説明をする。
- (3) いじめ防止の取り組みについて、学校通信や、学年・学級通信を通じて保護者に協力を呼び掛ける。
- (4) ネットいじめ防止のため、保護者等も参加する情報モラル講座を実施する。

- (5) 授業参観において、保護者や地域住民に授業を公開する。
- (6) 学年懇談会等で、いじめについての情報交換会を行い、早期発見の一助とする。
- (7) 学校運営協議会等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを行う。

6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質の向上を図る。

- (1) いじめの問題にかかわる事例研修会（年2回）
- (2) いじめの問題への取り組みについてのチェックポイントによる自己診断（年3回、毎学期）

Ⅲ いじめの早期発見のための取り組み

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と生徒が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、生徒の表情や行動の変化にも配慮する。（学級担任は、生活記録等も活用する。）
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、部活動や休み時間、放課後においても生徒の様子に目を配るよう努める。
- (4) 遊びやふざけあいのように見えるいじめ、部活動の練習のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気付いた時は、教職員が速やかに予防的介入をする。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (7) インターネットを通じて行われるいじめに対しては、警察の助言を参考にしながら関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講じる。また、生徒や保護者がインターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、インターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対応ができるよう必要な啓発活動を実施する。
- (8) 下記の生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ア 発達障害を含む障害のある生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の生徒の障害特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や指導計画等で情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
 - イ 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの生徒は、言語や文化の差からいじめが行われることのないよう、教職員、生徒、保護者の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で見守り、必要な支援を行う。
 - ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するために、教職員の正しい理解を図り、学校としてできる必要な対応を行う。
 - エ 東日本大震災に係る被災又は避難している生徒については、被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が理解し、当該生徒に対する心のケアを行う

ことや被災生徒に対するいじめの未然防止や早期発見に努める。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、生徒や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 生徒を対象としたアンケートによる情報収集（年3回，5月・10月・1月）
- (2) 三者面談等を活用した，保護者からの情報収集（年2回，7月・12月）
- (3) 保護者を対象としたアンケートによる情報収集（9月）
- (4) 教育相談を通じた生徒からの情報収集（年3回，5月・10月・1月）

3 相談窓口の紹介

いじめられている生徒が，教職員や保護者に相談することは，非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ち明けることによって，場合によっては，いじめがエスカレートする恐れがあることを十分に認識し，その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見した時は，関係する教職員で迅速に情報を共有し，適切な対応を行う。本校のいじめの相談窓口を下記のとおりとする。

- 日常のいじめ相談（生徒及び保護者）・・・・・・・・全教職員が対応
- スクールカウンセラーの活用・・・・・・・・副校長、養護教諭
- 地域からのいじめ相談窓口・・・・・・・・副校長、生徒指導主事
- インターネットを通じて行われるいじめ相談・・・・学校又は所轄警察署
- * 24時間いじめ相談電話（県教委）・・・・019-623-7830

IV いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり，通報を受けたりした時は，特定の教職員が抱え込むことなく，速やかに組織的な対応をする。〈注〉いじめに係る情報を学校いじめ対策委員会に報告を行わないことは，いじめ防止対策推進法第23条第1項に違反しえることがある。
- (2) いじめられている生徒及びいじめを知らせた生徒の身の安全を最優先に考えるとともに，いじめている側の生徒には，教育的配慮のもと，毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては，謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく，社会性の向上等，生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと，保護者の協力を得て，関係機関・専門機関と連携し，対応にあたる。
- (5) いじめが「解消している」状態とは，少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があり，これらの要件が満たされている場合であっても，必要に応じ，他の事情も勘案して判断する物とする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめの行為が止んでいる状態が，少なくとも3ヶ月継続していること。ただし，被害の重大性等からいじめ対策委員会の判断により必要に応じ長期の期間を設定する。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒及び保護者に対し，心身の苦痛を感じていないかどうかを面接等により確認する。いじめが再発する可能性を踏まえ，被害生徒及び加害生徒を日常的に注意深く観察する必要

がある。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見した時は、その場でいじめの行為をやめさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりした時は、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、校長以下すべての教員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめ事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的にする。
- (6) いじめを受けた生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。また、いじめられた生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた生徒の心を癒すため、また、いじめをした生徒が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭との連携を図りながら、指導する。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に、生徒に懲戒を加える。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題としてとらえさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度をいきわたらせる。
- (3) 全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認めあう人間関係を構築できるような集団づくりを教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、当該教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、実態の把握に努め、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、当該教育委員会を連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。

V 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。【いじめ防止対策推進法第28条①】
- (3) 重大事態として扱われた事例
 - ア 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
 - イ カッターで刺されそうになったがとっさにバックを楯にしたため刺されなかった。
 - ウ 嘔吐や腹痛などの心因性の反応が続いた。
 - エ 複数の生徒から金銭を要求され1万円を渡した。

* これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態ととらえることもある。

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の市教育委員会に報告する。

また、「疑い」が生じた段階であっても個々のケースを十分に把握した上で重大事態かどうかを判断し、報告・調査にあたる。
- (2) 生徒からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したもものとして対処する。

3 重大事態の調査・報告・(再調査)

■ 学校調査の実施

市教育委員会の指導・支援のもと、以下の通り対応する。

- (1) 重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査を開始する前に、被害生徒・保護者に対して丁寧に説明を行い、意向を踏まえた調査を実施する。また、その際には、次の事項を説明事項とする。
 - ①調査の目的・目標
 - ②調査の主体(組織の構成・人員)
 - ③調査時期・期間(スケジュール, 定期報告)
 - ④調査事項(調査となるいじめ行為, 学校の対応等)
 - ⑤調査方法
 - ⑥調査結果の情報提供

※特に⑥については、どのような情報を、どのような形式で被害者及び保護者に提供するのかを説明しておく。
- (3) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (4) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。

■ 調査結果の報告

- (1) 調査結果を市教育委員会に報告する。市教育委員会は市長に報告する。
- (2) いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め適時・適切な方法により情報提供する。
- (3) いじめを受けた生徒及びその保護者の意向を配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (4) 報告に際して注意点
 - ア 調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表の内容を被害生徒・保護者と確認をする。
 - イ 市町村教育委員会及び学校は、被害生徒及び保護者に説明した方針に沿って、加害生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明をする。

■ 調査結果を踏まえた対応

- (1) 調査結果において、いじめが認定されている場合、加害者に対して個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。また、加害生徒に対する指導を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行う。
- (2) 市教育委員会及び学校におけるいじめ事案への対応において、法律や基本方針等に照らし、重大な過失等が指摘されている場合は教職員に対する聴き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し、教職員の処分の要否を検討する。

■ 再調査

- (1) 調査結果を受けた市長による再調査及び措置について

市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止の為必要と認められるときは、法第 28 条第 1 項の規定による調査結果について再調査をする。再調査の主体は、いじめを受けた生徒及び保護者に対して情報を適切に提供する責任を認識し、適時・適切な方法で調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。
- (2) 再調査を行う必要があると考えられる場合
 - ア 調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合。
 - イ 事前に被害生徒・保護者と確認した調査事項が十分な調査が尽くされていない場合。
 - エ 市教育委員会及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合。
 - オ 調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合。

■ 再発防止

「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

Ⅵ 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の内容にあたるものを学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- いじめの未然防止にかかわる取り組みに関すること。(校内研究の実施)
- いじめの早期発見にかかわる取り組みに関すること。(アンケート, 個人面談)

Ⅶ その他

1 校務の効率化

教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取り組みについて、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

図 1

学校いじめ防止基本方針

釜石市立釜石中学校

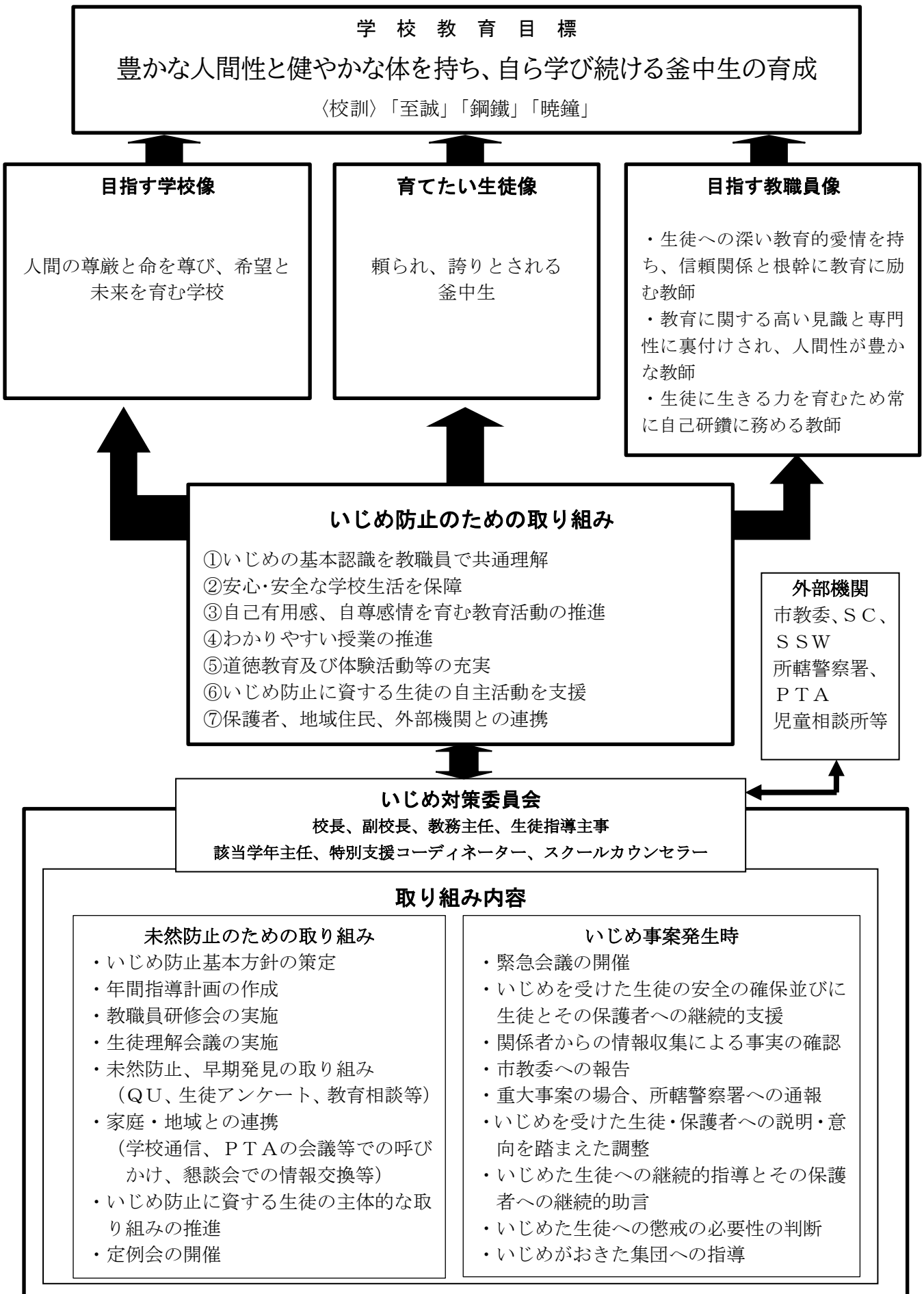


図 2

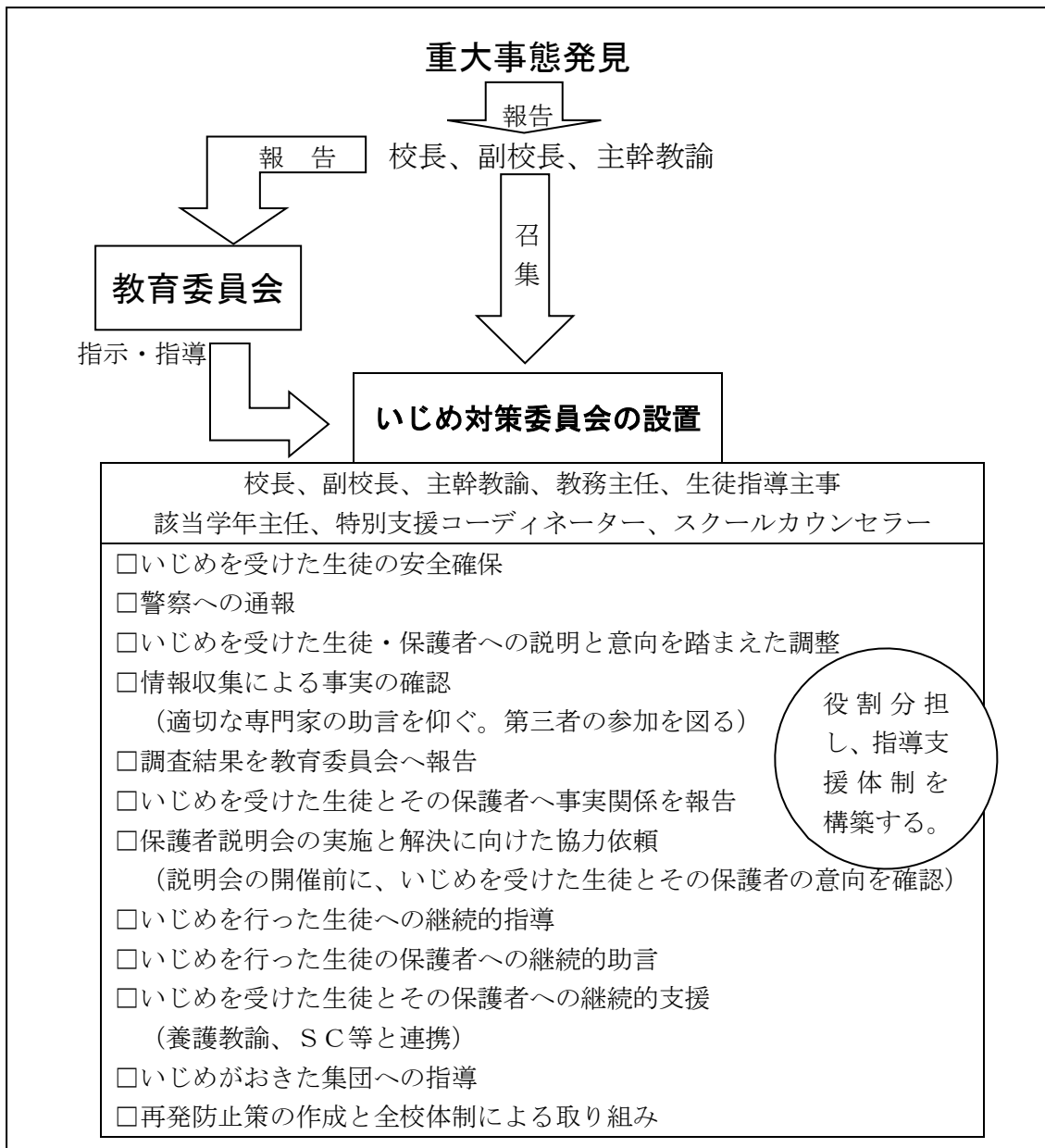
いじめ防止体制（いじめ発生時）



* インターネット等を通じて行われるいじめを発見した場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。必要に応じ警察への相談と協力を得る。

図 3

いじめ防止体制（重大事態発生時）



- * 教育委員会が調査の主体となる場合は、教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。
- * インターネット等を通じて行われるいじめを発見した場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。